

AI・IoT等先端ツール導入支援事業等実施要領

制定 令和元年7月

令和元年7月12日付け元産経第128号産業労働部長通知

第1 趣旨

この要領は、AI・IoT等先端ツール導入支援事業及びAI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業（以下「支援事業等」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年3月23日付け長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱（令和元年6月27日付け元産経第103号。以下「要綱」という。）に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

県内事業者が抱える課題について、AI・IoT等先端技術の活用により解決を図るとともに、AI・IoT等先端技術を活用し、産学官連携によるモデル事業を実施することにより、サービス産業等の様々な分野での先端技術の利活用促進を図る。

第3 補助対象事業者

支援事業等の補助対象者は、以下の表のうち、AI・IoT等先端ツール導入支援事業は①から⑧、AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業は①から⑬までに掲げる業種分類に該当し、県内に本社又は主たる事務所を置く事業者とする。

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（以下、「みなし大企業」）は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

業種分類	定義
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
③サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社
⑥ソフトウェア業又は情報	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する

処理サービス業	る従業員の数が 300 人以下の会社
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社
⑧その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑩中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑪特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。

第 4 事業の内容

支援事業等の内容は次に掲げる事業内容とする。

(1) AI・IoT 等先端ツール導入支援事業

県内中小企業者が、AI・IoT などの先端ツールを導入するために、県内 ICT ベンダー等へ外注する際の経費の一部を補助する。

(2) AI・IoT 等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業

県内事業者が、地域の社会課題について、AI や IoT 等先端技術を活用し、県内 ICT ベンダー、県外事業者、大学、産業支援団体等のうち、複数者と連携して解決を図る事業の経費の一部を補助する。

第 5 実施計画

支援を受けようとする事業者は、別に定める公募要領により県が実施する公募に応じて、別記様式第 1 号により支援事業等に係る事業実施計画を作成し、長野県産業労働部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

2 部長は、前項に規定する計画書の提出があったときは、審査会における以下の観点による審査結果を踏まえて、予算措置の状況に応じて事業実施の適否を決定するものとする。

(1) AI・IoT 等先端ツール導入支援事業

- ア 申請事業者が抱える経営課題等の把握状況
- イ 当該ツールの導入による課題解決の実現性
- ウ その他、当該ツールの導入によるインパクト（労働生産性の向上等）

(2) AI・IoT 等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業

- ア 事業の対象とする地域における社会課題の把握状況
- イ 事業の実現可能性

ウ 事業実施により見込まれる課題解決への貢献度、社会・地域へのインパクト

3 部長は、前項の規定により適否を決定したときは、その旨を事業者に通知するとともに、補助金額の内示を行うものとする。

第6 補助金交付の申請

事業者は、部長から補助金の内示があったときは、要綱第4の規定により、速やかに中小企業先進的取組等支援補助金交付申請書を部長に提出するものとする。

2 要綱第4の2(1)に規定する補助事業計画書は別記様式第2号による。

第7 早期着手（事前着手）

支援を受けようとする事業者は、第5第1項に規定する実施計画に記載された事業で、部長がやむを得ない事由があると認めた場合にあっては、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

2 前項の場合、支援を受けようとする事業者は、早期着手協議書（別記様式 第3号）を部長に提出しなければならない。

3 部長は、前項の申請により、やむを得ない事由があると認めたときは、補助金の交付決定の際、補助対象経費及び補助金額等を変更する必要があることを付して同意するものとする。

第8 補助金の軽微な変更要綱第3第1項第1号に規定する軽微な変更とは、経費区分の20%以内の配分の変更または減額とする。

第9 状況報告

部長は、事業の途中において、その進捗を確認するため、補助事業者に対し、現地の調査及び資料の提出を求めることができる。

第10 実績報告

事業主体は、事業が完了したときは、要綱第9の規定により実績報告書を提出しなければならない。

2 要綱第9の第2項に規定する補助事業実績調書は、別記様式第4号による。

附則

この要領は、令和元年度の事業から適用する。

(様式第1号) (第5関係)

AI・IoT等先端ツール導入支援事業
(AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業)
実施計画書

年 月 日

長野県産業労働部長 殿

申請者 住 所
補助事業者名
代表者氏名 印

年度において、AI・IoT等先端ツール導入支援事業等実施要領第4第1項の規定により、事業実施計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 AI・IoT等先端ツール導入支援事業（AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業）計画書
別紙事業計画書（様式第2号）のとおり
- 2 その他添付書類
事業者の規約及び構成員等が分かる書類
事業の確実性・有効性、新規性、継続性・発展性、地域への波及効果等を記した書類

(様式第2号) (第5関係)

AI・IoT等先端ツール導入支援事業
(AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業)
事業計画書

1 申請事業者の概要

(1) 法人番号	
(2) 名称	
(3) 本社所在地	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 連絡先(Tel、Fax、E-mail)及び担当者名	Tel : FAX : E-mail : 担当者 :
(6) 設立年月日	
(7) 資本金(出資金)・従業員数(会員数)	
(8) 事業内容	

2 支援を受けようとする事業

補助事業の種別 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/>	①AI・IoT等先端ツール導入支援事業
	<input type="checkbox"/>	②AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業

①AI・IoT等先端ツール導入支援事業

事業内容	事業名	
	導入するツール概要	
ツール導入を外注するICTベンダー	名称	
	本社所在地	
ツール導入による効果	現状の課題	
	見込まれる効果	

※必要に応じて導入するツール、現状の課題、ツール導入により見込まれる効果の説明を補足する資料を添付すること。（A4片面5枚以内【厳守】）

②AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業

事業名		
地域課題		
事業内容		
連携機関 の名称 (必要に応じて行を追加)	①	
	②	
	③	
推進体制 (組織図等)		
事業スケジュール		

※必要に応じて導入するツール、現状の課題、ツール導入により見込まれる効果の説明を補足する資料を添付すること。(A4片面5枚以内【厳守】)

3 収支予算

①AI・IoT等先端ツール導入支援事業

(1) 収入の部(単位：円)

区分	金額
県補助金要望額	
自己資金	
その他	
合計	

(2) 支出の部(単位：円)

区分	内容	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	備考
外注費				
	ソフトウェア等開発費			
	その他関連経費			
合計				

②AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業

(1) 収入の部(単位：円)

区分	金額
県補助金要望額	
自己資金	
その他	
合計	

(2) 支出の部(単位：円)

区分	内容	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	備考
試作費				
装置 レンタル料				
外注加工費				
開発外注費				
マーケティング 経費				
旅費				
専門家謝金				
共同研究費				
調査委託料				
合計				

(様式第3号) (第7関係)

AI・IoT等先端ツール導入支援事業
(AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業)
早期着手協議書

年 月 日

長野県産業労働部長 殿

申請者 住 所
補助事業者名
代表者氏名 印

年度AI・IoT等先端ツール導入事業 (AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業) について、下記のとおり早期着手したいので、協議します。

記

1 事業名

2 早期着手の理由

3 早期着手の事業内容

事業費	補助金額	着手予定 年月日	完了予定 年月日	備考

4 工程表

別紙のとおり

(注意)別紙の様式は、適宜とする。

(様式第4号) (第10関係)

AI・IoT等先端ツール導入支援事業
(AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業)
実績調書

1 申請者の概要

(1)名称	
(2)住所	〒
(3)実施場所	事業所名： 住所：
(4)従業者数	人
(5)資本金	円
(6)担当者	所属・職・氏名： 電話番号： E-mail： 書類送付先住所：〒

2 事業実施結果

補助事業の種別 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/>	①AI・IoT等先端ツール導入支援事業
	<input type="checkbox"/>	②AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業
事業名		
事業実施状況		
今後の展望等		

3 収支決算書

①AI・IoT等先端ツール導入支援事業

(1) 収入の部(単位：円)

区分	金額
県補助金交付決定額	
自己資金	
その他	
合計	

(2) 支出の部(単位：円)

区分	内容	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	備考
試作費				
	ソフトウェア等開発費			
	その他関連経費			
合計				

(備考)

- ・ 本実施計画書に準じて詳細に記載すること。また、必要に応じて図表などの分かり易い資料を添付すること。

②AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業

(1) 収入の部(単位：円)

区分	金額
県補助金交付決定額	
自己資金	
その他	
合計	

(2) 支出の部(単位：円)

区分	内容	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)	備考
試作費				
装置 レンタル料				
外注加工費				
開発外注費				
マーケティング 経費				
旅費				
専門家謝金				
共同研究費				
調査委託料				
合計				

(備考)

- ・ 本実施計画書に準じて詳細に記載すること。また、必要に応じて図表などの分かり易い資料を添付すること。